

## 香芝市民図書館

# 団体貸出利用案内

### ◎利用できる団体

- ・市内に所在する学校教育法に規定する学校
- ・市内に所在する社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設
- ・市内で読書活動を行う地域団体
- ・その他、教育委員会が適当と認める団体

ただし、原則として、次の要件を満たした団体になります。

- ・市内にその活動の拠点を有していること。
- ・一定の活動目的を持っていること。
- ・代表者が明確であること。

### ◎新規登録・更新

1. 新しく登録するとき、更新のときは、団体により、下表のものをご用意ください。

団体の種類	①団体の概要が確認できるもの	②団体構成員の名簿	③代表者の本人確認書類(コピー可)
学校・幼稚園・保育所・認定こども園・学童保育所・放課後こども教室《公立》、市役所、官公署等	—	—	—
学校・幼稚園・保育所・認定こども園・学童保育(放課後児童健全育成事業)《私立》	○	—	—
社会福祉施設・事業所、認可外の保育施設等	○	—	○
家庭文庫・地域文庫	○	○	○
読み聞かせグループ	○	○	○
その他の団体	○	○	○

※①は、団体の会則や規約、パンフレット等になります。会則や規約等をお持ちでない団体は、図書館で用意している「会則の書式」をご利用ください。

2. 登録後に発行する図書館利用者カードは、図書館でお預かりします。代わりに団体貸出利用証を発行しますので、必ず団体貸出利用証をお持ちください。

※団体貸出利用証は、原則として、1団体につき1枚を発行しますが、必要に応じて、複数枚を発行します。(上限は1団体につき5枚です。)

3. 有効期間は、登録日及び更新日から1年を経過した日の属する月の月末までとなります。(更新の受付は、有効期間満了日の3ヶ月前より行います。)

## ◎団体貸出

1. すべての団体をご利用いただける基本的なサービスです。
2. 対象資料は、図書・雑誌・紙芝居で、**CD・DVD・電子書籍等は対象外**です。
3. 団体の種類により、貸出期間・貸出冊数が原則として、下表のとおりとなります。

団体の種類	使用目的	貸出冊数	貸出期間
学校	読書用	400冊以内	4ヶ月以内
	調べ学習用	1テーマ30冊以内、かつ、1校で400冊以内。	1ヶ月以内
幼稚園・保育所・認定こども園・学童保育(放課後児童健全育成事業)		400冊以内	4ヶ月以内
社会福祉施設等		100冊以内	2ヶ月以内
家庭文庫・地域文庫		400冊以内	4ヶ月以内
公共団体・公共的団体		100冊以内	4ヶ月以内
その他の団体		100冊以内	1ヶ月以内

**※貸出図書の選定、貸出・返却に伴う図書の運搬は、各団体で行ってください。**

※返却は、直接、図書館カウンターへお願いします。

※貸出期間の延長は、原則として、できません。また、貸出図書に予約が入った場合、貸出期間内であっても、返却をお願いすることがあります。

## ◎その他のサービス

※下記のサービスは、利用できる団体が決まっています。詳しくは、図書館までお問い合わせください。

- ・**団体貸出資料搬送便**: 指定日に貸出資料を配送します。
- ・**図書セット貸出**: 図書館職員による選書と配本を行います。
- ・**巡回文庫**: 定期的に施設を巡回し、貸出・配本・読み聞かせ・自由読書を行います。
- ・**訪問サービス**: 学級訪問・読み聞かせ訪問があります。

## ◎留意点

\*貸出図書の管理は代表者の責任において行ってください。紛失、破損・汚損された場合は、弁償していただく場合があります。

\*登録事項に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

.....  
【休館日】月曜日(祝日の時は翌日)・第1木曜日(祝日の時は翌週)・年末年始・  
特別整理期間

【開館時間】火・水・木・日曜日、祝日:午前9時30分~午後5時  
金・土曜日:午前9時30分~午後5時  
.....

## 香芝市民図書館

〒639-0243 香芝市藤山1-17-17 TEL.77-1600

<https://www.lics-saas.nexs-service.jp/kashiba-city/>